

時事新報

第一千六百二十四號

明治廿三年四月十四日(乙、丑)

舊曆庚寅二月廿五日

月出子前六時十二分

月入午後二時十六分

南洋午前零時五分

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

午

時事新報

手形先取権の第三答

伊太利の關係 伊太利の總理大臣クリスピ一氏はビスマルク侯より今は職を辭するに就ては獨伊兩國友誼の相撲らす親密ならんふと希望する旨の電報を得て同氏は相撲らず充分の力を盡して目下の關係を維持すべきが故に假令へ今後如何なる變を生じて和親の破るふとありともそは予の罪にあらざるべしとの意を答へたり伊太利人は一般に侯の辭職を憂へ夫に就て總理大臣は如何よ感ずるかを聞かんと欲するものしみなれどもクリスピ一氏は未だ何事をも公言せず
佛國の景況 巴里的諸新聞紙は勿論の事苟くも二人以上上の會合には何所にても侯の辭職を重なる體柄として何故に辭職したるか如何なる結果を生すべきかを語り合はざる所多くブルスは之が爲めに鑑聽して諸株式共に亂下せり就ては直立ちたる政治家は如何に感するか流石に兩國の關係に最も大切ある難事なれば米國新聞の通信者は最大統領グレヴィー氏前外務卿スピニーレー氏等を訪みて其意見を尋ねたるに就れも充分の返答を爲さゝタシよし
西班牙の利害 獨逸の内政に毫も意見を異にしてビ候が辭職したりとて西班牙には關係なければ從つて爲めに影響を蒙るみどなかるべしと云ふものあり併し諸新聞紙の中王政黨即ち自由保守兩黨の機關新聞は之と以て歐洲に大騒動の起るべき原因とし又共和黨の新聞紙は其結果は西班牙までへも及ばし來つて王政倒れ共和政起るの媒であるべしと論じたり
○倫敦 聞ても侯の辭職したるが爲め株式市場は一般に氣弱なる由此は十九日の報あり
○編纂と製造とは其意味大に異れり 編に法律取調委員會なるものを司法省内に置き民法商法等の法典を編纂するとの事大に世間の評判に登りしより編纂日々の讀者又大に世の流行となり始んど世人の耳に慣れて民法編纂となるからには古來日本に無きものを製作するに非ずして所謂仕來りの習慣風俗をその體に法律の文句に直しその趣は切々の諸法律を編み集めて一部の法律全く是迄に跡方もなき新規條も少なからざる由にて寧ろ是等は編纂したりと謂はんより新たに製造したるものと見る可きなりと云へり思ふに此民法の起草大半履ひ外國人の手にござりたりと聞けば彼に有て我に無き箇條の多きも免れざる事ならん又法律學者が未來を想像して今より豫め法を設け置く如き所謂用心深き過もある孰れにしても直接に一般人民の頭にかかる民法の事ゆゑ輕々に看過する事能はずる可しと云へり
○登記法まず一、廣まる土地家屋の賣買又は抵當等には凡て區部役所に至りて證據を分明にする爲め登記と爲ふざる可らずとの新法一たび發布せられてより其手數の込入りて且原産なると實に一方ならず其登記の一絲に至りては毎度彼此の誤もあり利害時日を費すこと容易あらずとて中には種々の口訛を演べ當路者に注思と足さんとする通じへ見ゆる程なるて予更新法の主

法には一層の登記の區域を擴めて第一借屋するも登記の手順を経ざる可らざる事となりと云ふ近く之を例せば東京十五區内幾萬の裏棚借り住替毎に一々裁判所の帳簿に登記の手續を爲す可らずにて裏棚は文字の如く棚の如き小屋掛かれ其法の綿密ある雪懸類の底に迄達する今日の有様にては如何なる九尺間口の小屋と雖も決して之を許さず益々以て込み重の處置となる可し且新作の民法には公債證書を抵當に入れるにも尙此登記を要する手續となるやに聞けど是は借屋の登記程には嚴重ならずして登記の期限に自ら長短の差がありと云へり事の異徴は今日より確り得られざる事あれ共若し果して實あれば將來登記所の繁昌は思ひ見るべしとなり

○獨逸帝と英國皇太子の會合 英國皇太子ウユーレス親王は獨逸帝を訪問せんとして去る三月廿一日の朝伯林に到着せしかば獨逸帝、皇后及び皇女等は停車場まで出迎へ皇太子が下車するや否や樂隊は英國の國歌を奏し皇帝は皇太子を伴ふて共に馬車に乗り騎兵に護衛せられて宮城に入りたり當日皇帝は英國の軍服を着し皇太子は獨逸將官の正服を着したりしが市民は路傍より出迎へ皇太子が下車するや否や樂隊は英國の國歌を集ひて熱心に喝采せり偕て當夜宮城に於て宴會を催しきり。皇帝は皇太子の健康を祝して先年英國に赴きし時に受けたる厚遇を謝し次に兩國間の好情を維持し兩國の陸海軍相協力して平和の爲に盡力せん事を望む旨を述べしかば皇太子は春の好意を謝し皇帝及び帝國の幸福を祝したるよし

○横濱鐵捲事務所 横濱鐵捲事務所川擔烟氏(だんえい)にて日本本土木會社が請負ひ書職より横濱英吉利止場際に新築中ある同事務所は昨今進半出来上り來月中には全く落成の筈なりと

○收用審査會 東京府廳に於ては下谷、神田兩區鐵道敷地の件に付來三十日より土地收用審査會を開くよし自由黨常議員會 去る十一日同黨事務所に於て常議員會を開き中江、森、新井、天野等の諸氏二十餘名集会し決議したるは不日愛國公黨結黨式を舉行するに就ては鋼領黨頭等を定むるあらんが同黨にして自由黨の綱領黨頭等に反對せざる限りは同黨に對して情誼を厚くすべしとのみに定め又自今常議員會を毎月十一日と決定したりと

○聯合町村會議の詳報 石川縣鳳至郡聯合町村會へ山本又一と云へる某人抜刀を提げて躍り入り闇長田谷源三郎氏を刺さんとせし由は此程の紙上に記載せしが今其詳報ありとて同地より通信し來りたるものを見る。又其暴人は甲州の産にして兼て輪搗町の水井某方に宿泊し居たるが同人と田谷氏との間柄に如何なる關係のありしや其過の事は未だ知るべからざれども同人は夫る一日午後四時三十分頃其旅宿を立出で何方よりか長さ一尺五六十許の刀を持ち來り鞘を外し新聞紙を以て刀身を包み會議を距る凡そ一町程の處にて其紙を取去り白刃を閃かしたる僅會場へ飛び入り矢庭に闇長席に近づき田谷氏を目掛けて討て振りしかば田谷氏は車の意外に驚きながら前なる車子にて之を防ぎ容易に手許に寄せ附けされば暴人は車子の下を潛り抜けて田谷凶を痛かんとせしを番外席より在りたる鳳至郡書記田井氏が椅子を割りして之を逃さりたる爲め田谷氏は間を得て逃げ延びしが暴人は尚も其跡を追ひ来り今や田谷氏の背部に切り附けんとする折しも一人の隣座其場に駆來の者にて之を支へしかば田谷氏は辛くも車にさが

○琵琶湖疏水の第一回
近江八景の第一回
より山案水田
間にして琵琶湖
となしけれども
を負ふて南に供
も塞は知らざる
の小山には橋
最とけしき好
つけ又疏水申
日も熱涼かわ
り一段高けれ
に山科などの
水道往復時
間、下り（即
せて船賃を取
るを惜べしと
復出来るなど
ら運輸の便
種々の因縁同
じく京都に漫遊
るべしなどと
同疏水を以て
仁王店と結ぶ
赴むき從前、
及ばぬ程の如
り役人出張の
にして一昨年
商店は昨年ト
とあしたから
角京都に漫遊
行中の諸事
與する等をメ
起り某は種々
商店にてはな
らざるが爲め
人々は事の少
行出張店には
厘米入りナシ
取扱に迷ひて
ふべし但し、
多分は圓鏡
唐は廣き合
地方旅行中ト
先きよは經
爲め仁王寺
と御巻の近